

令和4年度愛媛地方最低賃金審議会第2回小委員会議事要旨

開催日時	令和4年8月19日(金)午後2時55分～午後4時45分		
場所	愛媛労働局会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 2名	定数 3名
	労働者代表委員	出席 3名	定数 3名
	使用者代表委員	出席 3名	定数 3名
主要議題	1 資料説明 2 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について 3 その他		
<p>議事要旨</p> <p>本会議は <b>公開・非公開</b></p> <p><b>1 資料説明</b></p> <p>審議に資する資料について、事務局から説明を行った。</p> <p><b>2 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について</b></p> <p>第1回小委員会で、使側委員より改正決定の必要性無しの意見が出た「各種商品小売業」について、労使双方から参考人を招致した上で、必要性の有無の審議を行った。</p> <p>労側委員から、消費者物価の上昇や人材不足を踏まえ、愛媛県特定最低賃金の他4業種との格差是正を図ること、改正決定の申出者が当該基幹的労働者の93.1%に及ぶことを踏まえ、コロナ禍で働くエッセンシャルワーカーに報いるため、各種商品小売業を含む小売業全体の底上げをすべき等の意見が出され、改正決定の必要性有りとの主張がなされた。</p> <p>使側委員から、公正競争ケースでの申出だが、当該業種の企業間に公正競争を阻害する事実は認められないこと、当該業種に該当しないドラッグストアやディスカウントストア等の競合する業態が増加していること、昨年に引き続き地域別最低賃金に埋没したこと等、総合スーパーや百貨店に限定される当該特定最低賃金の役割は終えたとの意見が出され、改正決定の必要性無しとの主張がなされた。</p> <p>労使各側の主張に隔たりがあることから、委員長は各側に対し、より高いレベルでの公正競争を確保するには賃金水準をどうすべきか等の検討を求め、次回での結審を目指し、継続審議することとなった。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>今後の審議日程について、事務局から説明を行った。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			